

岩手県告示第 598 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 20 年 8 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
遠山病院	盛岡市下ノ橋町 6 番 14 号	平成 23 年 8 月 20 日